

紀美野町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金 よくある質問

○補助金全般について

問. 先着順の取扱いについて教えてください。

答. 受付日が同日であるものは、受付時刻に関わらず、同着として扱います。

郵送の場合は、本町に到着した日を受付日とし、土日祝日に郵送で到着した場合は、翌開庁日を受付日とします。

なお、申請書類が不備なく提出された日をもって、申請受付とします。

問. 複数の事業者から見積りをとる際、見積りはすべて県が実施する説明会を受講した事業者からとる必要がありますか。

答. 見積りはすべて県が実施する説明会を受講した事業者からとってください。

和歌山県の HP で受講者リストを随時更新しています。

問. 補助金の申請は契約後でも問題ないですか。

答. 令和 8 年 5 月 1 日（本町が県から県交付要綱に基づく補助金の交付の決定を受けた日）以降に当該補助事業に係る契約を締結した場合であって、本町からの補助金の交付の決定を受けた後に補助対象設備に係る工事に着工する場合は問題ありません。

なお、契約を担保するような仮契約や預かり金・手付金の支払い等についても契約とみなします。

問. 補助金の申請者と契約者及び支払者が異なりますが問題ないですか。

答. 補助金の申請者と契約者及び支払者は同一であることが必要です。

問. 国の補助金等との併用はできますか。

答. 本補助金は国費を充当しているため、同一の補助対象設備に対して、国費を充当した他の補助金等との併用はできません。

【本補助金（太陽光発電設備及び蓄電池）と他の国の補助金等の併用について（例）】

他の国の補助金等名称	併用可否
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DR リソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業）	併用不可
みらいエコ住宅 2026 事業（新築住宅）	併用可
みらいエコ住宅 2026 事業（リフォーム）	みらいエコ住宅 2026 事業から当該

	蓄電池に係る補助を受けていない 場合は併用可
--	---------------------------

問. 店舗（事務所）兼住宅に補助対象設備を設置する場合、本個人向け補助金に申請をすることはできますか。

答. 事業者向けの補助金（和歌山県で実施）に申請してください。

問. 何をもって事業の完了となりますか。

答. 設備の引き渡し、設置事業者への支払い、建物登記（新築等の場合）、住民票の異動（新築等の場合）の全ての完了をもって、事業の完了となります。また、系統連系を行う場合は、原則として系統に対し電力の供給ができる状態であることが必要です。

なお、電力会社に系統連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありません。

問. これから住宅を新築する予定ですが、申請できますか。

答. 申請可能です。ただし、新築の場合であっても、期日までに事業を完了させ、実績報告を行っていただく必要があります。

問. 約束手形による支払いは補助対象となりますか。

答. 原則、支払いは銀行振込みとしてください。

約束手形や小切手による支払いは、補助対象として認められません。

問. ローンやクレジットによる支払いは補助対象となりますか。

答. 原則、実績報告時までに支払いを完了していることが必要です。ただし、初めから設備が申請者の所有となる場合に限り、ローンやクレジットによる支払いも補助対象として認めます。

○補助対象設備について

問. 太陽光発電設備のみを設置する場合、補助対象となりますか。

答. 太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置することが要件となります。

問. 蓄電池のみを設置する場合、補助対象となりますか。

答. 太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置することが要件となりますので、補助対象外となります。

問. 売電はできますか。

答. 本補助金を活用する場合、FIT・FIP 制度の認定を取得し売電することはできません。
FIT・FIP 制度の認定を受けずに売電することは可能ですが、太陽光発電設備で発電した電力量の一定の割合（30%以上）を自家消費することが必要です。

問. 太陽光発電設備の要件である自家消費率を達成できなかった場合、どうなりますか。

答. 達成できない場合は、補助金を返還していただく場合があります。自家消費見込を踏まえた規模にする等、過度な設置は控えてください。

なお、発電量、自家消費量及び売電量の実績について、報告を求める場合がありますので、実績については必ず記録するとともに、モニター画面等を撮影した写真や WEB サイトのデータ等は必ず保管しておいてください。

問. 住宅の屋根以外（カーポートや物置等）に太陽光発電設備を設置する場合は補助対象となりますか。（令和 7 年 6 月 9 日追記）

答. 対象住宅の敷地内であればカーポートや物置等の屋根への設置も対象とします。ただし、発電した電力は住宅部分で消費することが必要です。また、対象住宅の敷地内とは原則、①②を満たすものとします。

なお、敷地内であることが分かる書類（公図や土地の登記事項証明書）を追加でご提出ください。

①登記事項証明書（土地）の地目が「宅地」であること。

②対象住宅と一体的に利用される連続する土地であること。

※設置場所と発電した電力を使用する住宅の間に、公道や畑等が含まれて分断されている場合は、敷地内とみなしません。

問. 住宅用太陽光発電設備等共同購入事業との併用はできますか。

答. 本補助金の要件を満たす場合は、併用できます。また、共同購入事業であっても令和 8 年 5 月 1 日（本町が県から県交付要綱に基づく補助金の交付の決定を受けた日）以降に当該補助事業に係る契約を締結した場合であって、本町からの補助金の交付の決定を受けた後に補助対象設備に係る工事に着工する場合は対象となります。必ず本町からの交付決定を受けてから工事着手をするようにしてください。

問. 交付決定を受ける前に系統連系の申込みを行ってもよいですか。

答. 契約を前提とした系統連系の申込みであれば事業着手とみなします。補助金の手続きの流れについては、申請の手引きをご確認ください。

問. 補助金の申請者と発電者（電力需給契約者）が異なりますが問題ないですか。

答. 補助金の申請者と発電者（電力需給契約者）は同一であることが必要です。

問. 可搬式（ポータブル）の蓄電池は補助対象となりますか。

答. 可搬式（ポータブル）の蓄電池は補助対象外となります。